(続紙 1)

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	安田 章	章人
	アフリカの自然保護区におけるスポーツハンティングと地域住民の生活			
論文題目	実践に関する研究			
	―カメルーン共和国北部州ベヌエ国立公園を事例として―			

(論文内容の要旨)

スポーツハンティングとは、角などの狩猟記念品の獲得を目的とする娯楽のための 狩猟活動であり、とりわけ西欧社会において、支配階級の社会的優越性を示す活動と して発展してきた。ヨーロッパ列強による植民地支配により、スポーツハンティング の対象はアフリカの野生動物にも拡大し、富裕層の豪奢な狩猟旅行として人気を博す るようにもなった。この当時、アフリカの野生動物は、植民者の近代的な銃による過 剰な狩猟により激減したと記録されている。戦後、国際的な環境保全活動の隆盛とと もに、スポーツハンティングは動物愛護団体からの倫理的批判により、否定的な評価 を受けるようになった。ところが近年、スポーツハンティングがもたらす莫大な収益 など、地域への経済的影響を肯定的に捉え直す動きが進んでいる。スポーツハンティ ングは、コミュニティ・コンサベーションのモデルに基づいた野生動物保全と地域開 発を両立させる生態学的および経済的「持続可能性」を持った活動として、野生動物 保全の現場に再登場しつつある。

本論文は、近年スポーツハンティングを軸とした自然保護政策が積極的に展開しつ つあるカメルーン共和国ベヌエ国立公園地域を事例に、これらの政策が地域住民に与 える影響を実証的に明らかにするとともに、さまざまな狩猟の是非を評価する際に頻 繁に用いられる「持続可能性」という言説の政治性を批判的に再検討することを目的 とする。

ベヌエ国立公園地域では、植民地時代にはじまった狩猟規則などの制度を踏襲しつつ、欧米富裕層によってスポーツハンティングが今日まで継続しておこなわれてきた。同地域における政策および経済状況(来訪するハンター数、税収など)を分析したところ、スポーツハンティングは、少ない訪問者数にもかかわらず、動物観察のみによる観光活動の300倍を超える圧倒的に多額の税収を生み出していた。ハンターの人数は一時的な減少はあるものの、近年は一貫して増加傾向にあった。

狩猟区内の調査村 A 村に居住する農耕民ディーの生活実践および、村周辺で遊牧をおこなう牧畜民ボロロとの関係について、詳細な現地調査をおこなった。A 村の住民は自然資源に依存した生活を営み、日々のタンパク源として野生獣肉に強く依存していた。同時に、狩猟禁忌や民間伝承、儀礼を通して、野生動物との間に文化的・精神的な関係が築かれていた。スポーツハンティング活動によって、A 村の人々は雇用機会を得るほか、狩猟区借地料の分配を享受していた。しかし、雇用機会の恵与や借地料の分配には、大きな不平等が存在した。

一方で、A村の住民および牧畜民による生業活動や、狩猟区内外における狩猟は、

違法とされるか極端に制限され、違法行為に対しては逮捕と罰金により厳しく管理されていた。このような管理に対し、農耕民は表面的な協力姿勢を、牧畜民は強硬な対抗姿勢を示すことで、それぞれの利益を最大化させようとしていた。観光事業者と政府関係者の間には、地域住民の違法行為への対応に差異が認められたが、「地域住民による資源利用は非持続的である」という見解では一致していた。近年の政策において、住民に対する利益分配は拡充される方向にあるが、「野生動物資源の持続可能性を損なう」ことを論拠とした住民の生業制限は固持されたままであった。

調査地で観察されたスポーツハンティングを軸とした自然保護政策には、「欧米人に独占的に支配された狩猟権」と「地域住民の生業権の収奪」という、植民地主義的な側面が色濃く残っていた。当局による「持続的なスポーツハンティング」と、住民による「非持続的な生業狩猟」という対比の構図には、植民地政府が、「高貴で自制的なスポーツハンティング」と「野蛮で無計画な住民による狩猟」とを対比し差別化した構図が、無批判に継承されていた。今日のスポーツハンティングにおいて謳われている「持続可能性」とは、本来多様な側面から成り立つ人間と野生動物の関係を、生態学および経済の観点のみによって単純化し、そこに暮らす住民を極力排除した形での「持続可能性」であるといえる。コミュニティ・コンサベーションを基盤とした野生動物保全モデルの実現に際しては、社会的公正に立脚し、住民の生活実践を包含した「持続可能性」を再設定する必要があるだろう。

(論文審査の結果の要旨)

アフリカの自然保護政策の近代史において、大型獣を仕留めてその頭部などを記念品とするスポーツハンティングは、収奪的な植民地主義を象徴する活動であり、超克すべき原罪であると考えられてきた。定量的な評価は困難であるが、近代的火器を用いた植民地期の過剰な狩猟によって、当時のアフリカ大型動物の生息数は激減したと推定されている。実際、アフリカ各地で植民地時代に整備され、今日の自然保護制度の根幹をなす自然保護区の多くは、減少した猟獣の保護・繁殖を目的のひとつとしていた。本論文は、そのような歴史的経緯にもかかわらず、現在スポーツハンティングがアフリカ各地で、住民参加型保全プロジェクトに組み込まれる形で復興しつつあることに注目し、カメルーンにおける詳細な現地調査に基づいて、その功罪を論じている。

本論文はまず、狩猟を軸に人類史、西欧文化史およびアフリカ植民地史を丹念にひもとき、人と大型獣とのさまざまな関係の歴史を詳述した。植民地期の西欧人狩猟者が、自らの狩猟を自制的で規律に基づいたものとする一方で、アフリカ人の生業狩猟は野蛮で無計画なものであると断じ、狩猟に関する二重基準が形成されたことの指摘や、1980年代後半以降保全モデルの主流となった住民参加型保全が重視する、地域共同体への利益還元をもたらす収入源として、スポーツハンティングが脚光を浴びるようになった経緯の詳細は、スポーツハンティングの現状を理解する上で重要な歴史的視点である。

本論文が主たる調査対象地としたカメルーンは、野生動物の観察を中心とした観光 業に関しては、インフラ整備等ですでに東部、南部アフリカ諸国の後塵を拝し、発展 の気運も乏しい。そのためか、現在スポーツハンティングを主たる収益源とする狩猟 区が急速に増加しつつある。政府の統計資料等の分析から、カメルーンでは、動物観 察による観光に比べ、スポーツハンティングが 300 倍以上の収入をもたらしていると いう印象的な事実が明らかになった。統計資料が入手できた 80 年代以降に関しては、 ハンターの訪問者数はほぼ一貫して増加している。このように、カメルーンにおいて、 スポーツハンティング活動は活発化しており、すでに自然保護行政の収益を支える大 きな柱となっていることを実証的に示したことは大きな学術的貢献である。

政府に莫大な収入をもたらし、それが保護区等の運営資金として野生動物の保全に役立つという点で、スポーツハンティングの導入がもたらす経済的効用は大きい。また、住民参加型保全のスキームに組み込まれることで、地域共同体への利益還元のための安定した収入源として機能する可能性がある。しかしながら、本論文は、スポーツハンティングのマクロな効用は認めた上で、経済的基盤が最も脆弱なアクターである地域共同体の現状に焦点を当て、社会的公正の観点からの現状分析を試みている。 狩猟区周辺の住民は、雇用機会、公共施設の整備、関連税収の還元など、スポーツハンティングがもたらすさまざまな恩恵を得ていたが、これらは特定の個人に向かうな ど、配分は不均等に行われていた。いっぽう、主要生業の禁止や制限、伝統的儀礼の衰退といった負の影響は均等に働くため、結果としてスポーツハンティングの活性化は、住民の間の格差を拡大する方向に作用していた。また、現状では住民参加型の理念にもかかわらず、地域住民は意志決定の場から閉め出されており、「動物は政府や自人のものである」という植民地主義的な認識が浸透していた。このような住民軽視の姿勢の根幹にあるものとして、植民地時代に形成された狩猟の二重基準が現在でも根深く残存し、住民の主体性や管理能力の軽視という形で住民への権限委譲に対する桎梏となっていることを明らかにした。このような分析から、本論文は、カメルーンにおいて急速に発展しつつあるスポーツハンティングを基軸とした保全プロジェクトは、経済的利益の還元については一定の進展が認められるものの、現状では住民参加理念の大きな柱である意志決定機会への参加に関しては、制度的設計に関して大きな改善の余地があると結論づけた。また、この住民の主体的参加に関する問題は、単なる制度の未整備にとどまらず、植民地遺制として住民と外部者の間に横たわる根深い不信感に由来する困難なものであることを示した。このような洞察は、アフリカの自然保護行政に関する今後の実証研究に、多くの示唆を与える意義深いものである。

以上のように、本論文は本研究科の研究成果としてふさわしい内容を備えた、優秀 な論文であると判断できる。

よって、本論文は博士(地域研究)の学位論文として価値あるものと認める。また、 平成22年1月15日、論文内容とそれに関連した事項について試問した結果、合格と 認めた。